

第9回地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会について

日 時 平成21年5月20日(水)
午後1時30分～3時30分
場 所 県庁特別会議室

- 1 開 会
- 2 審 議
 - (1) 委員長の選任
 - (2) 前回評価委員会での要望・指摘事項
 - (3) H20年度実績の評価方法等について
- 3 報 告
 - (1) H20年度活動状況
 - (2) H21年度計画
 - (3) 企業アンケート
- 4 閉 会

〔配付資料〕

- 資料1 前回評価委員会での要望・指摘事項
資料2 各事業年度の業務実績評価（年度評価）方針及び方法（改正等見え消し）
資料3 H20年度計画
資料4 H21年度計画
資料5 企業アンケート

- 参考資料1 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会の概要
参考資料2 関係法令
参考資料3 平成19年度業務実績報告書（産業技術センター作成）
参考資料4 平成19年度業務実績評価書（評価委員会作成）

出席者名簿

【委員】

区分	氏名	所属名	役職名	備考
委員	谷口 義晴	日本セラミック株式会社	代表取締役社長	
委員	辻 智子	日本水産株式会社	生活機能科学研究所長	
委員	中村 宗和	国立大学法人鳥取大学	名誉教授	
委員	副井 裕	国立大学法人鳥取大学	学長補佐	
委員	和田 好生	三洋電機コンシューマエレクトロニクス株式会社	相談役	欠席

【地方独立行政法人鳥取県産業技術センター】

氏名	役職名	備考
徳村 純一郎	企画管理部長	
門脇 互	企画管理部企画室長	

【事務局（鳥取県）】

氏名	役職名	備考
門前 浩司	商工労働部長	
中山 孝一	商工労働部産業振興総室長	
広瀬 龍一	商工労働部産業振興総室産学金官連携チーム長	
小谷 博之	商工労働部産業振興総室産学金官連携チーム研究開発担当副主幹	

前回評価委員会での要望・指摘事項

1 業務実績報告に関するもの（センターの業務報告書作成に当たっての対応）

項 目	内 容	対 応 案（事務局提案）
数値目標の達成だけでなく、実効性・効果等の検証	・技術相談に係る効果等の検証	・中期計画に基づく2年ごとの企業アンケート、技術相談の内容の分析結果（来訪・現地訪問の別、相談内容の分野、増減の要因等）を基に効果等を記載
	・講習会等に係る効果等の検証	・アンケート調査等を通じて、講習内容の自社業務への定着、他への波及効果等の実施効果を把握し、それに基づく新たな講習会等の設定等について記載 （例）受講者：講義終了時のアンケート調査により、受講者の満足度等を把握 所属企業：2年に1回実施する企業アンケートにより実施効果を検証
	・体制整備に係る効果等の検証	・理事長の運営面でのリーダーシップの確立、職員評価制度等の体制整備による効果について、以下の事項を記載 ○企業ニーズに基づいた迅速な意思決定や業務の効率的な運営等の取組の内容と成果 （例）組織の責任体制の明確化、相談業務のワンストップ化 等 ○企業アンケートにより把握する体制整備の効果
	・外部資金の獲得における件数以外の評価	・研究課題の内容等の評価指標として、以下の事項を記載 ○国等の競争的資金研究や企業等との共同研究及び委託研究について、企業に対する貢献内容（製品品質の向上や製品化への貢献等）や特許・論文等の研究成果の状況 ○外部資金等への応募状況（応募件数や中核機関等の別等） （要検討事項） ・外部資金獲得金額については、それぞれの研究課題における目標達成に必要な額を申請しているものであり、評価の対象とすることについて慎重に対応。
企業ニーズの取り込み	・機器導入、研究テーマ設定において、企業ニーズを積極的に取り込む	・アンケート調査や日々の技術相談を通じた企業ニーズの把握、及びそれに基づく新たな技術開発、機器の導入や研究テーマの設定等の取り組みについて記載 （主なアンケート） ◇窓口アンケート（H20年10月より実施） ◇企業アンケート（H21年4月実施、2年毎に実施、県内全ての製造業者を対象として実施） ◇機器導入に係るインターネットアンケート（H20年11月実施） ◇講習会アンケート（講義終了ごとに実施中）
目標件数の設定についての検討	・特許件数の目標について、質的な面を踏まえた底上げ	・中期計画に掲げた出願件数の達成状況について記載 ・商品化に結びつく可能性の高いものの権利化への取組みを記載
実用化研究委員会の評価のあり方	・委員長が、各分科会の詳細な評価に対して、統括して評価をするやり方は不要	・実用化研究委員長は、分科会長から報告を受け、総括的な意見のみを添えて答申する。

2 評価作業に関するもの（事務局対応）

項目	内容	対応案
全体評価の方法	<ul style="list-style-type: none">・ 5段階評価で全体評価を行うに当たり、評価項目の「中小企業への技術支援」及び「法人の業務運営及び財務状況」についても同様に5段階で数値化評価した上で行うやり方は改めるべき。	<p>当該2項目については記述のみの評価とし、全体評価を行う。</p>
現場の声の把握	<ul style="list-style-type: none">・ 評価委員が評価作業を行うに当たり、報告書だけでなく、現場の声も把握したい。	<ul style="list-style-type: none">・ 方針及び方法に定められているとおり、必要に応じて、対象企業等の選定に考慮しながら、事務局で委員が現場の声を把握する場を調整（対象：企業、商工団体）・ 事務局でセンター各研究所の視察を調整

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの各事業年度の
業務実績評価（年度評価）方針及び方法平成~~20~~21年5~~月~~24日
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会 決定

1. 評価の基本方針

法人の評価は、単に業務実績を検証・評価するにとどまらず、事業計画の立案、事業の実施、業務遂行上改善すべき事項の洗い出し、改善のための方策の検証・評価、改善の実施状況の検証・評価、利用者の意見の反映など、法人の業務実施体制の持続的改善を可能とするPDCA（plan-do-check-act）サイクルの推進機能を担うものとし、法人の業務実施体制の活性化を図ることにより県内産業へ貢献するものとする。

★評価の視点

- ①年度計画に計画された数値目標だけでなく、業務実施に伴う波及効果を考慮した結果重視の評価の実施するものとする。
- ②業務実施に対する問題点の改善方策等を加味した評価を行うことにより法人運営の持続的改善を可能とする。

★評価の取り扱い

- ・評価結果、評価のプロセス等については、鳥取県情報公開条例（平成12年条例第2号）に基づき公開するものとする。

2. 評価の方法

年度評価は、法人が提出する業務実績報告書等に基づき、「項目別評価¹」と「全体評価²」により実施する。業務実績報告書の様式は別に指定する。

(1) 自己評価

法人は、業務実績報告書等を作成するにあたり、年度計画に記載されている項目ごと（別紙1.「項目別評価における評価単位」に示す項目別評価単位）に業務実績を検証し、達成状況を次の5段階で評価する。（5段階の判断基準は別紙2によるものとする）

- 5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね計画どおりに業務が進捗している
- 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

なお、特記事項があれば、次の事項を参考に評価する。

- ①特筆すべき優れた実績を上げた取組
- ②当初予定と実施状況の乖離に関する特段の事情

特記事項の記載に当たっては、産業技術センターの業務の中核となる「Ⅱ 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」については中項目単位で記載し、他の項目については大項目単位で記載するものとする。（別紙1.「項目別評価における評価単位」に示す特記事項記載単位を参照）

(2) 評価委員評価

- 項目別評価
 - ①業務実績の検証

1 中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、5段階で実施する評価

2 項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、5段階で実施する評価

法人から提出された業務実績報告書、法人からのヒアリングを基に検証を行う。

検証にあたっては、年度計画に記載されている各項目の進捗状況及び成果等について、法人の自己評価及び計画設定の妥当性を含め総合的に行う。

②業務実績の評価

中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、次の 5 段階で評価する。なお、特筆すべき点があればコメントを付す。

- 5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね計画どおりに業務が進捗している
- 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

なお、各項目の評価において、業務の進捗を阻害する要素があったために当初の計画通り業務が進捗しなかった場合において、翌年度以降における改善策が提示され、かつ、その改善策が実行可能と判断される場合は、当該対応策を考慮した評価とする。

※研究活動に関する評価は、研究テーマの選定方法、成果の活用、研究評価の手続きなどが適正に行われているか等についての視点で行う。個別研究内容の評価は法人が独自に行う研究評価（内部評価・外部評価）によることとする。

項目別評価においては、その評点について、別紙 3. 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務実績評価に係る項目別評価のウェイト に示す重み付けをすることにより、業務内容、業務量等に応じた評価を実施するものとする。

○全体評価

項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、次の 5 段階で評価する。また評価の視点について記述するものとする。

- 5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね計画どおりに業務が進捗している
- 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

なお、最終的な評価については、総評に加え、「中小企業への技術支援」、「法人の業務運営及び財務状況」、「中期目標・中期計画の達成に向けた課題等」の 3 つの観点で記述するものとする。

利用者の意見の反映については、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務活動を通じて得られたアンケート等の既存の情報を参考に行うこととする。評価委員会からの要請があれば、別途アンケートの実施、ヒアリング等の措置を講ずるものとする。

また、翌年度以降の理事長及び理事の業績給の算定において必要な業績評価係数の算出に当たっては、評価段階を 10 段階へと置き換える必要がある（役員給与支給基準第 2 条）。~~また、全体評価については、翌年度以降の理事長・理事報酬に反映されるとともに、後年度の運営費交付金にインセンティブとして反映できることとなっているため、10 段階での評価へと置き換える必要がある。~~このため、~~当該評価係数算出への適用については、本全体評価委員会の総意としての 5 段階評価に 2 を乗じたものに、~~特筆すべき事項が認められた場合に評価を 1 段階上下させることができるものとする。

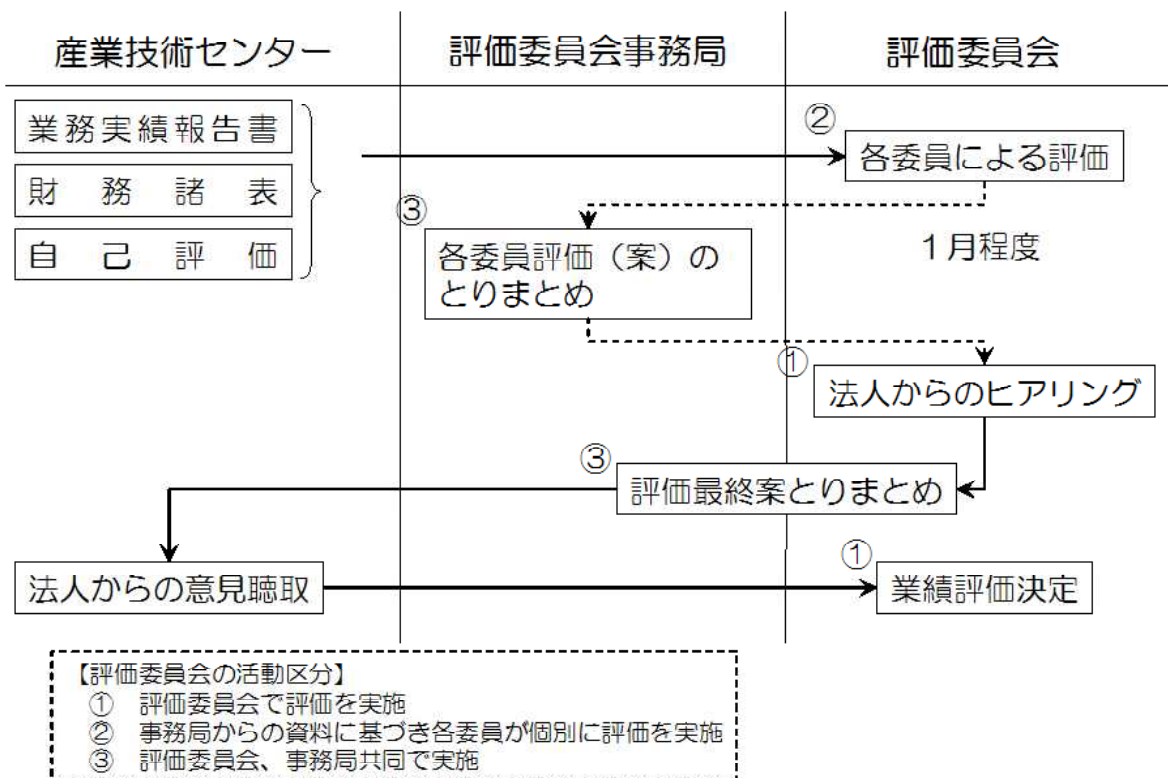
3 評価の進め方

全体計画

事項	時期	
年度終了	3月末	○年度事業の終了（法人）
評価準備	4月～6月	○業務実績報告書、財務諸表等作成（法人）
実績報告	6月末	○業務実績報告書、財務諸表等提出（法人）
評価	7月～8月	○業務実績、財務諸表検証（法人とのヒアリング） ○評価結果（案）の作成（法人による事実確認） ○評価結果の決定（委員会）
報告・公表	9月	○評価結果の知事への報告及び法人への通知 ○財務諸表への意見表明、財務諸表承認 ○議会報告（評価結果報告）及び公表

評価のプロセス

- ・法人の業績評価の手順については、①法人の自己評価作成（法人）、②各委員の評価案作成（各委員）、③各委員の評価案のとりまとめ（事務局）、④評価原案作成、⑤委員会における委員間の評価差調整、法人評価の不明点の確認、⑥最終評価案の作成、の順に実施。
- ・評価原案（全体評価）については、各委員から提出されたコメントをもとに、委員長が作成する。
- ・最終評価案に対して、法人から意見聴取後、評価を決定することとする。



全 体 評 価

総合評価

5段階評価	10段階換算

総 評

（「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に対する評価）

（「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に対する評価）

（「その他業務運営に関する重要事項・県規則で定める業務運営」に対する評価）

（中小企業への技術支援に対する評価）

（法人の業務運営及び財務状況に対する評価）

（中期目標・中期計画の達成に向けた課題等）

(別紙1)

項目別評価における評価単位

大項目	中項目	小項目	細目	項目別評価単位	特記事項記載単位
II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項					
	1	産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化			
		(1) 技術支援(技術相談・現地指導、依頼試験、機器利用)			
			①技術相談・現地指導	1	
			②依頼試験	2	
			③機器利用	3	
		(2) 研究開発			
			①研究テーマの設定と実施	4	
			②シーズ・実用化研究		
			③研究評価		
		(3) 起業化を目指す事業者等への支援		5	
			① 研究開発に係る場の提供と技術支援	6	
			② 技術講習会等を通じた支援		
			③ 各種広報媒体等を利用した技術情報の提供		7
			④ 補助金・融資等に係る情報の提供		8
	2	実践的産業人材の戦略的育成			
		(1) 基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成等の実施			
			①製造中核技術者の育成	9	
			②組込ソフトウェア開発技術者の育成	10	
			③金属加工技術技術者の育成	11	
			④商品企画が可能な人材の育成	12	
			実践的産業人材の育成	13	
		(2) 産業人材育成戦略の策定		14	
	3	県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発			
		(1) 電子部品・デバイス、情報通信機器分野		15	
		(2) 食品関連分野		16	
	4	知的財産権の戦略的な取得と活用		17	
	5	県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化		18	
III 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置					
	1	理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成			
		(1) 組織運営の改善		19	
		(2) 広報活動の充実		20	
		(3) 職員の資質向上と人材育成		21	
	2	新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化		22	
	3	独自の業績評価システムの確立		23	
IV 財務内容の改善に関する事項					
	1	外部資金その他自己収入の確保		24	
	2	経費の抑制		25	
	3	予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画		26	
V その他業務運営に関する重要事項					
	1	コンプライアンス体制の確立と徹底			
		(1) 法令遵守		27	
		(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底		28	
		(3) 労働安全衛生管理の徹底		29	
		(4) 職員への社会貢献意識の徹底		30	
	2	環境負荷の低減と環境保全の促進			
		(1) 省エネルギー及びリサイクルの促進		31	
		(2) 環境マネジメントの着実な実施		32	
	3	情報の共有化の徹底		33	
VI その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項					
	1	施設及び設備に関する計画		34	
	2	出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		35	
	3	人事に関する計画			
		(1) 基本的な方針		36	
		(2) 人事に関する指標等		37	

(別紙2)

業務実績評価における評価基準について

評価基準	備考 (判断基準)
5. 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている	・ 計画を上回る業務と業績 ～業務の結果具体的に事業化、製品化等に結びついているもの。 →項目別評価における特記事項の記載内容により判断
4. 計画を上回る業務が進捗している	・ 計画に記載されている内容を上回る業務を行っていること。 ・ 数値目標の場合は、目標に対して概ね110%以上であること
3. 概ね計画どおりに業務が進捗している	・ 計画に記載されている内容に沿って業務を行っていること。 ・ 数値目標の場合は、目標に対して概ね90%を超え、110%未満であること
2. 計画に対して業務の進捗がやや遅れている	・ 計画に記載されている内容に着手しているが、計画を下回るものであること ・ 数値目標の場合は、目標に対して概ね90%以下であること
1. 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている	・ 全く着手していないこと等、大幅な遅れが見られること

(注)

- 1 業績の評価については、特記事項により判断するものとし、業務の進捗の評価に加味することにより、5段階の項目別評価を±1段階上下させることができるものとする。
- 2 数値目標については、外的要因がない場合における大まかな水準を示すもの。
- 3 なお、技術相談、機器利用については、当該数値は採用しないこと。(企業等の景況に大きく左右されるものであり、数値目標との対比は非常に困難なものであること。)

(別紙3)

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務実績評価に係る項目別評価のウェイト

Table with columns: 中期目標, 中期計画, 年度計画【項目別評価単位】, 評価項目, 案, 大項目, 中項目, 小項目, 細目, 最終ウェイト, 担当者数(人), 特記事項. The table contains detailed performance metrics and descriptions for various business activities.

理事長・理事、職員49人 行政職9人、研究職40(所長3、企画4、研究33人)

1.000

1.000

51.000

地方独立行政法人

鳥取県産業技術センター

平成 2 0 年度計画

基本的な考え方

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）は、産業技術に関する試験研究及びその成果の普及を推進するとともに、ものづくり分野における技術支援、人材育成等を積極的に展開することにより、鳥取県の産業活力の強化を図り、もって経済の発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。（センター定款）

センターは特に、県民・企業に対して提供するサービス等の質的向上を図るため、産業の「自立化・高付加価値化」の促進に向けた技術支援等の機能強化に努めるとともに、実践的産業人材の戦略的育成を担う。さらに、知的財産権の戦略的な取得・活用及び県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能を強化する。

センターの業務実施に当たっては、理事長のリーダーシップの下、適宜数値目標を掲げて迅速かつ柔軟に取り組み、業務運営の改善を図りながら、新事業創出に向けた「産学金官連携」を強化するとともに、独自の業績評価システムを確立する。その他業務運営に関する重要事項として、労働安全衛生管理等に係るコンプライアンス体制の確立と徹底、ISO14001規格の遵守を通じた環境負荷の低減と環境保全の促進に努める。

センターは、以上の取り組みを通じて、より高度な技術支援のプロフェッショナル集団となるとともに、鳥取県が推進する「知の地域づくり」の一翼を担う。

I 期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年間とする。

II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化

県内企業が「自立化・高付加価値化」を目指すに当たっての技術的課題を解決するための支援を引きつづき行うとともに、企業ニーズや市場動向等に応じた分野の研究開発を集中的に実施する。また県内には特に、中小零細事業者や伝統的な地場産業が多いという実情に鑑み、きめ細やかな現場重視型のサポート体制を確立する。

(1) 技術支援（技術相談・現地指導、依頼試験、機器利用）

① 技術相談・現地指導

- a. 研究員の資質向上や新規採用等によって、より専門的な知識や技能を活かした支援に取り組み、本年度は約6,500件の技術相談・現地指導に応じる。
- b. 本年度は延べ約500社の製造業者を対象とした訪問調査を行い、企業ニーズの的確な把握に努め、より適切な技術相談・現地指導を実施する。

② 依頼試験

- a. 県内の企業等が研究開発中の製品評価、生産中の製品の品質評価、さらにはユーザーのクレーム対策等に的確に対応できるよう、保有する分析・測定機器を常に国際基準を満たす状態に維持するとともに、試験を実施する職員の能力の向上に努める。
- b. 利用者の利便性向上のため、多様な試験メニューの設定や利用手続きの簡素化を行うとともに、試験結果の信頼性向上に努める。また、企業からの急な問い合わせに備えて時間外対応も可能な体制を整える。

③ 機器利用

- a. センター内の機器の高度化を図るとともに、研究員の巡回活動やホームページ等により機器利用の広報に努め、本年度は約13,000時間の機器利用サービスを実施する。
- b. メール等による利用手続きの簡素化や利用料の後納を可能とするなど利便性の向上に努める。
- c. 企業ニーズや地域の活性化に対応できる技術支援や品質評価等の実現に向け、本年度は、機械・電子部品等のめっき及び蒸着膜の膜厚測定等に対応する機器として蛍光X線膜厚測定装置、乾燥食品の開発に対応する機器として真空凍結乾燥機等の機器を、日本自転車振興会設備拡充補助金等を活用して導入する。
- d. 老朽化等により試験環境への悪影響が懸念される機器・設備等については計画的に更新・改修を実施し、利用者の安全確保に努めるとともに、不要となった機器・設備については適宜処分する。

(2) 研究開発

研究開発については、企業ニーズ、市場動向、国の第3期科学技術基本計画等を的確に把握し、実用化・製品化を目指したシーズ・実用化研究を推進する。本年度は2件以上の企業への技術移転や製品化に繋がる成果を達成する。

① 研究テーマの設定と実施

研究テーマの設定に当たっては、企業訪問やアンケート調査の結果に基づく企業ニーズや将来の需要見込み等を踏まえて、研究テーマの選択と重点化を図る。研究の実施に当たっては、研究計画の合理性、その達成状況の評価に基づき、人員、予算等の研究資源を配分する。

② シーズ・実用化研究

将来の実用化に繋がるシーズ研究と企業が求める技術の高度化や製品化に繋がる実用化研究を、次の分野について行う。

a. 情報・電子応用技術に関する分野

センサー応用技術やネットワーク関連技術を用いた、各種製品の高付加価値化及び生産技術の高度化を目指した研究開発を行う。

○無線通信によるセンサネットワーク技術の開発（H19～20年度）

製造工程の効率化を図るため、省電力型無線通信技術を応用した工場内のセンサ機器の無線ネットワーク技術を開発する。

本年度は、前年度に製作した新無線通信規格に対応の小型・省電力無線通信基板の実用性について評価を行い、パソコンーセンサ間におけるセンサ情報収集管理技術と周辺機器制御技術を開発し、無線ネットワーク技術を完成させる。

○組み込みシステム機器開発に関する研究（H20～22年度）

Field Programmable Gate Array（FPGA）技術および組み込みCPU技術を応用して、デジタル家電等最新電気製品の根幹技術となる組み込みシステムの開発環境を構築し、組み込み回路を開発する。

本年度は、FPGA設計開発に対する開発環境を構築し、周辺回路設計のソフトウェアを開発する。

○高輝度発光ダイオード（LED）パネルの光学特性計測実用化研究 （H20～21年度）

照明等の分野で利用の期待が大きい高輝度LEDのパネル製品の光学特性を計測する手法を確立する。

本年度は高輝度LEDパネル製品の照度配光特性、照度ムラ等の評価するための光学特性実用測定システムのハードウェアを構築する。

b. 地域資源及び有機材料の高度利用技術に関する分野

農・林・水産物や伝統製品などの地域資源及び電気電子製品などに用いられる有機材料の高品質化・高付加価値化を目指した研究開発を行う。

○木材の高度利用技術の開発（H20～21年度）

圧密加工による県産材の高付加価値化により、木質廃棄物と圧密木材の複合によるバインダーレス合板や微粉抹木粉による新規バルク材の開発などを行うとともに、様々な樹種や成形に対応する新たな圧密加工法を確立する。

本年度は、バインダーレス合板等を製造するための最適な圧密加工条件

の検討し、実用化の目処を立てる。

○天然多糖誘導体を用いた機能性和紙の開発（H20～21年度）

鳥取県の代表的な伝統製品の1つである因州和紙の新たな用途開発を目指して、抗菌性、撥水性、蛍光作用等を有する機能性和紙を開発する。

本年度は、和紙原料繊維に水系条件下で機能性基を化学的に導入する方法、キトサンなど天然多糖類に機能性物質を包摂させる方法を確立する。

○キチン・キトサンの製造および新規素材への変換に関する研究
(H20～21年度)

本研究は、平成18年度から20年度まで実施予定であった「キチン・キトサンを原料とする機能性糖鎖の製造及び評価に関する研究」に、当該物質の漂白処理に係る内容を加えた新規課題であり、化粧品等への新たな用途を開発する。

本年度は、改良型グルコサミンの合成を行い、化粧品としての適正を見極める。また、キチン・キトサンの漂白処理を行った時の挙動解析を行い、最適な漂白条件を確立する。

○プラスチック成形品の品質安定化に関する研究（H20～21年度）

プラスチック成形品の製造条件と不良発生の関連について、樹脂流動解析と実際の成形品評価によるデータベース化を行う。

本年度は、樹脂流動解析を中心にデータ蓄積を行うとともに、成形品の評価も実施する。

c. 難削材加工技術及び高精度計測技術に関する分野

材料の特殊化や形状の複雑化が進む各種製品開発に対応するため、難削材加工技術及び高精度計測技術の高度化を目指した研究開発を行う。

○難削材の超高速切削加工法に関する研究（H19～20年度）

小型の金型材料に微細で精密な穴あけ加工を行うため、使用する微細ドリルの寿命を延ばす方法を開発する。

本年度は、微細ドリルの高速回転により生じる温度上昇の抑制効果を確認し、ドリル寿命の延長と穴あけ精度の向上を実現する。

○三次元測定機の高度利用技術に関する研究（H18～20年度）

測定の精度を向上させるため、測定値へ影響を及ぼす要因を定量化し、手順の最適化を図る。

本年度は、前年度までに確立した測定手順を測定対象物や評価範囲を拡大して検証し、測定精度向上のための最適手順を確立する。

○機能性材料の微細加熱技術に関する研究（H19～20年度）

レーザ切断技術を応用し、各種電子部品に用いられる薄板脆性材料の微細スリット・穴加工を実現する。

本年度は、材料の亀裂・ひずみ除去のための冷却技術と多重加熱により高品位切断技術を開発し、薄板脆性材料の微細スリット・穴加工を実現する。

○複合加工機による高精度加工技術に関する研究（H20～21年度）

複雑な形状の機械部品を高精度で加工するため、複数の加工機能を持つ複合加工機で加工品の寸法精度と機械動的精度の関連及び最適加工法を開発する。

本年度は、工作機械の回転及び平行移動など加工動作のバランスについて調査し、複合加工機の機械精度と寸法精度の相関を明確にする。

○インテリジェント超小型複雑形状加工機の開発（H20年度）

小型で複雑な形の部品を加工する加工機の小型化と機能の複合化に対応するため、寸法の測定機能を搭載した小型加工機を試作する。

d. 表面改質技術に関する分野

各種めっき技術や金属材料の熱処理技術の高度化及び金型の高品質化を目指した研究開発を行う。

○複合コーティング皮膜による金型の耐久性向上に関する研究

(H19～20年度)

金型の耐久性を向上させるため、金型の母材表面にイオンプレーティング装置等による表面処理を施し強靱な皮膜を形成し、表面硬度と耐久性の向上を図る。

本年度は、前年度明らかとなった密着性の良い処理条件を使った皮膜処理加工を行い、耐久性について検討し、複合皮膜処理加工の最適処理条件を確立する。

e. 地域資源活用食品に関する分野

農・林・畜・水産物などの地域資源を活用した食品の開発及び高品質化を目的とした研究開発を行う。

○高付加価値型調理・加熱済水産加工製品の開発（H19～20年度）

加工に不向きな小型サバの加工方法を工夫することにより、美味しく食べられる加熱調理済み加工品製造法を開発する。

本年度は過熱水蒸気を用いた短時間加熱やハムなどに用いられているインジェクション方法を活用して身の硬化防止技術を確立する。

○地域特産農産物の高品質加工並びに副生物の活用に関する研究
(H20～21 年度)

鳥取県の特産物であるスイカならびに梅酒ウメ等の加工副生物の特徴を活かした高品質な加工食品を開発する。

本年度はスイカの赤色を活かした素材の調製方法と梅酒ウメピューレを用いたゼリーの製造技術を確立する。

○微生物を利用した加工食品の品質向上技術の開発 (H20～21 年度)

乳酸菌・酵母等の微生物を利用してマグロボツタルガ（マグロ卵の塩乾品）の製造工程の安定化ならびに風味改善を図る。

本年度は、各種乳酸菌・酵母等を添加したマグロボツタルガを試作し、品質への影響を明らかにする。

f. 実験動物・細胞を用いた評価技術に関する分野

食品素材の健康機能について、実験動物や細胞を用いた評価を行うとともに水産資源を中心とした機能成分の抽出技術の構築を目指した研究開発を行う。

○実験動物を用いた内臓脂肪蓄積抑制に関する研究 (H19～21 年度)

実験動物を用いて、食品素材の機能を評価し、内臓脂肪の蓄積抑制に効果のある機能性食品を開発する。

本年度は、雄の肥満モデルマウスを用いて、経口投与による地域特産物を活用したポリフェノール等の機能性成分を含む食品素材の内臓脂肪蓄積抑制効果を継続して確認し、製品の付加価値向上を図る。

○ヒト人工染色体を利用した機能性評価技術の開発
{都市エリア産学官連携促進事業 (H18～20 年度) }

食品の機能性評価手法を開発するため、ヒト人工染色体を用いた遺伝子組換え細胞の樹立を目指す。

本年度は、作成した遺伝子組換え細胞による水産資源由来成分の機能性評価と DNA チップを利用した成分の安全性確認を行い、製品化に結びつける。

○水産資源からの機能性食品素材・食品の開発
{都市エリア産学官連携促進事業 (H18～20 年度) }

水産物を利用した機能性食品の実用化を目指すため、未利用成分の有効利用を図る。

本年度は、これまでに開発したコラーゲン分解物と農産物による複合化食品の製造技術を開発する。

○機能性多糖の有効利用に関する研究（H20～21年度）

水産物の廃棄物中に含まれている機能性成分である硫酸化多糖を抽出する技術開発を行い、製品化に結びつける。

本年度は、魚骨などの水産物副産物から機能性多糖の簡便・効率的な濃縮技術を開発する。

g. 発酵利用食品に関する分野

濃縮果汁最適調製法や天然微生物を活用した、とっとりブランドの清酒、ワイン、酢などの製品開発を行う。

○鳥取ブランド純米酒の開発（H20～21年度）

米、酵母、麹菌など清酒製造に用いる全ての原料を鳥取にこだわった「鳥取ブランド純米酒」を開発する。

本年度は、自然界から麹菌や酵母のスクリーニングを行うとともに、新しく開発された酒米の酒造適性を明らかにする。

h. その他の分野

○連続鋳造によるアルミニウム板の品質向上に関する研究（H19～20年度）

省エネルギーと省設備化の可能な連続鋳造方法によるアルミニウム材の品質向上と実用化を図るため、板材の欠陥の要因を解明し、安定した鋳造条件を明らかにする。

本年度は、電子顕微鏡による板材内部の欠陥観察、引張試験等での評価により鋳造条件を検討し、自動車構造材開発への信頼性・品質向上技術を確立する。

○環境対応型マイクロ水力発電システムの開発（H20年度）

低落差の水流を利用するマイクロ水力発電システムの製品化の可能性を調査し、県内企業での製品開発、実用・事業化への判断データを収集し提供する。

③ 研究評価

研究評価は原則として、センター役職員で構成されるシーズ研究等評価委員会及び外部専門家で構成される実用化研究評価委員会で行う。評価は中間評価と年度末評価の2回とし、実用化や製品化の有無、外部資金や特許の取得件数、学術誌等への研究成果発表状況などをその対象とする。評価結果に基づき、理事長が

研究テーマの採択、研究資源の当初配分、研究継続の可否判定、次年度以降の研究資源の再配分等を行う。

(3) 起業化を目指す事業者等への支援

① 研究開発に係る場の提供と技術支援

鳥取・米子・境港の3施設に設置した起業化支援室等を最大限に活用し、県内で新規事業の立ち上げを目指す事業者等を研究施設や技術支援等の面から強力にバックアップする。また、事業者の要望に応じて起業化支援室等のインフラ整備を行う。

② 技術講習会等を通じた支援

研究成果の技術移転や新技術等の情報提供などを目的とした技術講習会・セミナー、研究発表会等を本年度は約5回開催する。また、各種団体が行うイベント等にも積極的に出展し、技術移転等に努める。

③ 各種広報媒体等を利用した技術情報の提供

刊行物やホームページ等の広報媒体を活用し、最新の研究成果や技術情報、センターが提供するサービス情報等を提供する。また、県立図書館等と連携して、新しい技術情報を広く企業・県民に発信するよう努める。

④ 補助金・融資等に係る情報の提供

新規事業の立ち上げを目指す事業者等に対して、産学金官の連携先である鳥取県商工労働部、鳥取県産業振興機構等の産業支援機関が有する情報を提供する。

2 実践的産業人材の戦略的育成

(1) 基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成等の実施

国内外の技術動向に即応するための、ものづくり分野における基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成等を実施する。

① 液晶ディスプレイ関連産業製造中核人材育成事業

産学金官が連携して、県内に集積する液晶関連産業における製造中核技術者を育成する。その中でセンターは「液晶製造技術課程（液晶ディスプレイ装置の故障原因とその解析実習）」について、本年度に約10名を対象とした6日間の講義を行い、技術者の育成を図る。

② 組込システム開発人材育成事業

デジタル家電等に登載する組込ソフトウェアの開発技術について、本年度に約10名を対象とした2日間の講義を行い、技術者の育成を図る。

③ 次世代ものづくり人材育成事業

高い精度の加工技術が要求される、家電、自動車産業等の基盤技術である金属加工技術について、本年度に約10名を対象に4日間の講義を行い、ものづくり技術の高度化に対応できる若手技術者の育成を図る。

④ 戦略的商品開発支援事業

本年度は、市場ニーズに基づいた製品開発から製造販売までの一連の商品企画が可能な人材を約10名育成するために、外部講師を招いたセミナーを1回以上開催する。

また、企業や大学等から研修生を積極的に受け入れるとともに、企業からの要請に応じた現地指導等を通じて実践的産業人材を育成する。

(2) 産業人材育成戦略の策定

企業ニーズ、市場動向、国の第3期科学技術基本計画等を踏まえ、かつセンターの有する技術支援や研究開発、起業化支援等の機能を総合的に活かした「産業人材育成戦略」の策定に向けて、本年度は、人材育成事業のアンケートや企業ニーズの調査結果について分析を行う。

3 県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発

県内に集積する電子部品・デバイス、情報通信機器製造業や食品関連産業の国内外における競争力の向上、付加価値の高い事業等の創出のため、人材育成や研究開発を実施する。

(1) 電子部品・デバイス、情報通信機器分野

前年度までの国委託事業「液晶ディスプレイ製造中核人材育成事業」で開発した「液晶製造技術課程」の教材を用いて同事業名の人材育成事業 {2 (1) ①} を行う。また、電子産業クラスタープロジェクトの成果に基づいて県内企業が取り組む事業化に対する技術的支援を行う。

(2) 食品関連分野

「都市エリア産学官連携推進事業」に参画し、「ヒト人工染色体技術を利用

した機能性評価技術の開発」や「水産資源からの機能性食品素材・食品の開発」に関する研究の実施、及び「食品開発と健康に関する研究会」による「健康」をキーワードにした食品開発に対する支援を行う。

4 知的財産権の戦略的な取得と活用

知的財産権の戦略的な取得を促進するため、研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えて検討し、本年度は2件以上の特許出願を行う。取得した権利はホームページや技術セミナーを通じて積極的に公開し、企業への技術移転に努める。なお、知的財産権の取得及び活用を効率的かつ効果的に図るため、鳥取県知的所有権センター等他機関との連携を強化する。

5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化

企業における市場競争力を有する製品開発を商品企画段階から支援するため、鳥取県デザイナー協会等との連携及び市場動向等の情報収集力を強化する。また、県内の農林水産物や伝統工芸品などの地域資源を活かした「地域ブランド育成」に対する技術支援を行うため、県内の農林水産分野の公設試験研究機関、流通・金融業界等との連携を強化する。

Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成

(1) 組織運営の改善

理事長は役職員一体となった運営体制を構築するとともに、リーダーシップを発揮できる仕組みをつくり、意思決定の迅速化と業務の効率化を図る。また、組織体制を継続的に見直しながら、社会経済状況や企業ニーズなどセンターを取り巻く諸情勢の変化に戦略的かつ弾力的に対応する。さらに、必要に応じて分野横断的なプロジェクトチームを立ち上げ、人材・資金等の経営資源の重点的投入を行う。

(2) 広報活動の充実

センター利用実績のない企業や新たに進出した企業等に対して、センターのサービス内容の周知や利用の拡大を図るため、本年度は18件以上のプレスリリースを行うとともに、ホームページや各種媒体を積極的に活用した広報活動を展開する。

(3) 職員の資質向上と人材育成

職員の資質向上を図るため、各種研修会への参加及び公設試験研究機関・民間企業等への派遣を計画的に実施する。職員の能力開発を計画的に推進するため、若手研究員の指導、外部機関との交流、企業現場や企業との研究開発に対応できる研究者の育成等に重点をおいた「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター人材育成プログラム」の策定を進める。なお、全国公募等により優秀な人材の確保に努める。

2 新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化

企業における市場動向を踏まえた製品化、事業化を支援するため、民間企業、大学、金融機関及び行政機関などからなる産学金官連携に際しては、センターも技術面におけるコーディネート機能を向上させて積極的な役割を果たす。

3 独自の業績評価システムの確立

役員については成果主義に基づく給与体系を構築し、地方独立行政法人評価委員会による業績評価結果をその報酬（退職手当を含む。）に反映させる。なお、理事長報酬については知事評価を併せて反映させる。

職員については、その意欲向上と能力開発に繋がる、公正で透明性の高い「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター業績評価基準」を策定して個人業績評価を行い、その結果を処遇に反映させる。

IV 財務内容の改善に関する事項

1 外部資金その他自己収入の確保

産学金官との連携により、本年度は2件以上の競争的資金等の外部資金の獲得に努めるほか、試験機器・施設の開放をより積極的に推進すること等により、運営費交付金以外の収入の確保に努める。ただし、機器・施設利用料金の設定に当たっては、地方独立行政法人化以前と同様、導入機器の原価償却費、利用者の意見等を踏まえて、利用者に過大な負担とならないようにする。

なお、知的財産権の実施に伴う実施料収入額に係るセンターと職員間における配分額については、職員の研究開発意欲の向上などの観点を踏まえ、1：1とする。

2 経費の抑制

管理業務をはじめとして、事務処理の簡素化を推進するとともに、業務の電子化、施設・スペース管理の適正化、外部委託の検討など、業務運営の効率化と経費節減を目的とした見直しを恒常的に実施する。

3 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

3. 1 予算（人件費の見積もりを含む。）

平成20年度 予算

(単位：千円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	769,903
施設設備整備費補助金	75,842
自己収入	57,788
事業収入	19,766
事業外収入	2,408
補助金等収入	16,061
外部資金試験研究収入	19,553
合 計	903,533
支 出	
業務費	631,217
研究開発等経費	148,744
外部資金試験研究費	19,553
人件費	462,920
一般管理費	217,720
施設設備整備費	156,394
合 計	1,005,331
目的積立金取崩額	101,798

(注) 当法人における退職手当については、役員退職手当規程及び職員退職手当規程に基づいて支給するが、その全額について運営費交付金を財源とするものと想定している。

3. 2 収支計画

平成20年度 収支計画

(単位：千円)

区 分	金 額
費用の部	
經常経費	988,583
業務費	631,217
研究開発等経費	148,744
外部資金試験研究費	19,553
人件費	462,920
一般管理費	217,720
減価償却費	139,646
収益の部	
經常収益	886,785
運営費交付金収益	689,351
外部資金試験研究費収益	19,553
補助金等収益	16,061
事業収益	19,766
事業外収益	2,408
資産見返運営費交付金等戻入	21,119
資産見返物品受贈額戻入	78,272
資産見返補助金等戻入	40,255
純利益	- 101,798
目的積立金取崩額	101,798
総利益	0

3. 3 資金計画

平成20年度 資金計画

(単位：千円)

区 分	金 額
資金支出	1, 005, 331
業務活動による支出	848, 937
投資活動による支出	156, 394
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	1, 005, 331
業務活動による収入	903, 533
運営費交付金による収入	769, 903
補助金による収入	91, 903
外部資金試験研究における収入	19, 553
事業収入	19, 766
その他の収入	2, 408
前年度からの繰越金	101, 798
前期中期目標期間からの繰越金	0

4 短期借入金の限度額

(1) 短期借入金の限度額

325百万円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生により、緊急に必要となる対策費として借り入れすることを想定。

5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

6 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、企業支援業務の充実強化及び組織運営・施設整備の改善に充当する。

V その他業務運営に関する重要事項

1 コンプライアンス体制の確立と徹底

(1) 法令遵守

センター職員は、法令の遵守はもとより、地方公務員であることから、全体の奉仕者としての自覚に立ち、常に中立性と公平性に配慮して、県民から疑念や不信を抱かれることのないようにする。また、法令遵守等について職員に対する研修を計画的・継続的に実施するとともに、それを保証する組織体制を整備する。

(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底

企業からの技術相談や研究開発の依頼等を通じて職務上知り得た秘密事項については、法令等の規定を遵守した情報管理を徹底するとともに、電子媒体等を通じた漏洩がないよう、鳥取県情報システム管理要綱に準じて確実な防止対策を講じる。

センターの事業内容や組織運営状況については、鳥取県情報公開条例等の関連法令に基づき、ホームページなどを通じて適切に情報を公開する。

(3) 労働安全衛生管理の徹底

職員が安全で快適な試験研究環境において業務に従事できるよう十分に配慮するとともに、労働安全衛生関連法令に準拠して前年度に設置したセンター安全衛生委員会を通じて、職員の安全及び健康の確保に引き続き努める。

(4) 職員への社会貢献意識の徹底

職員への社会貢献意識の醸成を図り、地域の奉仕活動などへの積極的な参加を促す。また、地域のイベント等と連携して県民向けにセンターを一般に公開するなどの取り組みを進める。

2 環境負荷の低減と環境保全の促進

(1) 省エネルギー及びリサイクルの促進

グリーンマーク商品やエコマーク商品の購入及び再生紙の利用など、省エネルギーやリサイクルの促進に努める。なお廃棄物の処理に当たっては、廃棄物処理法等関係法令に従い適切に行う。

(2) 環境マネジメントの着実な実施

取得済みのISO14001規格を遵守し、環境負荷の低減に向けた環境マネジメントシステムの運営に努める。

3 情報の共有化の徹底

業務運営に際しては、グループウェア、テレビ会議システム等を活用して、鳥取・米子・境港3施設における情報の共有化を徹底する。また、役員会・幹部会議等を定期的に行い、センターの方針や業務内容等に関して役職員間の共通認識を高めるとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定と業務推進に努める。

VI その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

業務運営を適切かつ効率的に行うため、施設・設備の必要性及び老朽化等を考慮して、それらの整備・改修を計画的に実施する。

2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

中期計画を達成済み。

3 人事に関する計画

(1) 基本的な方針

企業ニーズに対応できる専門性の高い人材の確保に努め、人員・人件費の適切な管理、効果的かつ効率的な人員配置を行う。

(2) 人事に関する指標等

運営費交付金として交付される職員人件費相当額の効率的な運用を図る。また研究員の採用については、公正で透明性の高い公募システムにより行うとともに、任期付職員の身分も含めた雇用形態の多様化を図る。さらに、センターの業務を適切に遂行できる人材を計画的に育成・確保するため、研究機関、大学、鳥取県等との交流を推進する。

地方独立行政法人

鳥取県産業技術センター

平成 2 1 年度計画

基本的な考え方

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）は、産業技術に関する試験研究及びその成果の普及を推進するとともに、ものづくり分野における技術支援、人材育成等を積極的に展開することにより、鳥取県の産業活力の強化を図り、もって経済の発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。（センター定款）

センターは特に、県民・企業に対して提供するサービス等の質的向上を図るため、産業の「自立化・高付加価値化」の促進に向けた技術支援等の機能強化に努めるとともに、実践的産業人材の戦略的育成を担う。さらに、知的財産権の戦略的な取得・活用及び県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能を強化する。

センターの業務実施に当たっては、理事長のリーダーシップの下、適宜数値目標を掲げて迅速かつ柔軟に取り組み、業務運営の改善を図りながら、新事業創出に向けた「産学金官連携」を強化するとともに、独自の業績評価システムを確立する。その他業務運営に関する重要事項として、労働安全衛生管理等に係るコンプライアンス体制の確立と徹底、ISO14001規格の遵守を通じた環境負荷の低減と環境保全の促進に努める。

センターは、以上の取り組みを通じて、より高度な技術支援のプロフェッショナル集団となるとともに、鳥取県が推進する「知の地域づくり」の一翼を担う。

I 期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間とする。

II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化

県内企業が「自立化・高付加価値化」を目指すに当たっての技術的課題を解決するための支援を引きつづき行うとともに、企業ニーズや市場動向等に応じた分野の研究開発を集中的に実施する。また県内には特に、中小零細事業者や伝統的な地場産業が多いという実情に鑑み、きめ細やかな現場重視型のサポート体制を確立する。

(1) 技術支援（技術相談・現地指導、依頼試験、機器利用）

① 技術相談・現地指導

- a. 研究員の資質向上や新規採用等によって、より専門的な知識や技能を活かした支援に取り組み、本年度は約6,550件の技術相談・現地指導に応じる。
- b. 本年度は延べ約500社の製造業者を対象とした訪問調査や、全製造業者を対象としたアンケート調査を行い、企業ニーズの的確な把握に努め、より

適切な技術相談・現地指導を実施する。

② 依頼試験

- a. 県内の企業等が研究開発中の製品評価、生産中の製品の品質評価、さらにはユーザーのクレーム対策等に的確に対応できるよう、保有する分析・測定機器を常に国際基準を満たす状態に維持するとともに、試験を実施する職員の能力の向上に努める。
- b. 利用者の利便性向上のため、多様な試験メニューの設定や利用手続きの簡素化を行うとともに、試験結果の信頼性向上に努める。また、企業からの急な問い合わせに備えて時間外対応も可能な体制を整える。

③ 機器利用

- a. センター内の機器の高度化を図るとともに、研究員の巡回活動やホームページ等により機器利用の広報に努め、本年度は約13,100時間の機器利用サービスを実施する。
- b. メール等による利用手続きの簡素化や利用料の後納を可能とするなど利便性の向上に努める。
- c. 企業ニーズや地域の活性化に対応できる技術支援や品質評価等の実現に向け、本年度は、機械・電子部品等の電磁波耐性試験および電磁波測定試験を行う機器として強電界電磁波試験装置等の機器を、(財)JKA(旧日本自転車振興会)設備拡充補助金等を活用して導入する。
- d. 老朽化等により試験環境への悪影響が懸念される機器・設備等については計画的に更新・改修を実施し、利用者の安全確保に努めるとともに、不要となった機器・設備については適宜処分する。

(2) 研究開発

研究開発については、企業ニーズ、市場動向、国の第3期科学技術基本計画等を的確に把握し、実用化・製品化を目指したシーズ・実用化研究を推進する。本年度は3件以上の企業への技術移転や製品化に繋がる成果を達成する。

① 研究テーマの設定と実施

研究テーマの設定に当たっては、企業訪問やアンケート調査の結果に基づく企業ニーズや将来の需要見込み等を踏まえて、研究テーマの選択と重点化を図る。研究の実施に当たっては、研究計画の合理性、その達成状況の評価に基づき、人員、予算等の研究資源を配分する。

② シーズ・実用化研究

将来の実用化に繋がるシーズ研究と企業が求める技術の高度化や製品化に繋がる実用化研究を、次の分野について行う。

a. 情報・電子応用技術に関する分野

センサー応用技術やネットワーク関連技術を用いた、各種製品の高付加価値化及び生産技術の高度化を目指した研究開発を行う。

○組み込みシステム機器開発に関する研究（H20～22年度）

Field Programmable Gate Array（FPGA）技術および組み込みCPU技術を応用して、デジタル家電等最新電気製品の根幹技術となる組み込みシステムの開発環境を構築し、組み込み回路を開発する。

本年度は、ソフトウェアによるCPUコアの組み込み開発を行い、FPGAシステム回路基板を作成する。

○高輝度発光ダイオード（LED）パネルの光学特性計測実用化研究（H20～21年度）

照明等の分野で利用の期待が大きい高輝度LEDのパネル製品の光学特性を計測する手法を確立する。

本年度は、開発した光学特性実用測定システムを用いて各種LEDパネルの評価を行い、システムの信頼性向上を図る。

○圧電体薄膜を用いた微小動作デバイスの作成と評価技術の確立（H21～23年度）

MEMS技術の一構成要素である微小動作機構を担う圧電体薄膜の作成方法および膜質の評価技術を確立する。

本年度は、不純物の少ない圧電膜作成のための最適なスパッタリング条件を明らかにする。

○センサネットワークによる製造現場情報管理への応用（H21～22年度）

ネットワーク用に開発した無線通信センサユニット等のセンシング・操作ユニットを活用し、製造現場の情報データを双方向に制御管理できる統合環境ネットワークシステムを構築する。

本年度は、センサユニットに対応した監視アプリケーションを開発する。

b. 地域資源及び有機材料の高度利用技術に関する分野

農・林・水産物や伝統製品などの地域資源及び電気電子製品などに用いられる有機材料の高品質化・高付加価値化を目指した研究開発を行う。

○木材の高度利用技術の開発（H20～21年度）

国産針葉樹材を用いた、材長 50cm の高品質な高比重圧密木材を歩留まりよく効率的に加工する技術を確立し、生産性の向上と新たな製品開発に繋げる。

本年度は、最適な圧密加工条件を明らかにするとともに、新たな家具部材等を試作し、県内企業へ提案する。

○天然多糖誘導体を用いた機能性和紙の開発（H20～21 年度）

鳥取県の代表的な伝統品である因州和紙の新たな用途開発を目指して、抗菌性、撥水性、蛍光作用等を有する機能性和紙を開発する。

本年度は、因州和紙製造現場での実用的な抄紙方法を確立し、撥水性および蛍光性を有する因州和紙の実用化を図る。

○キチン・キトサンの製造および新規素材への変換に関する研究
（H20～21 年度）

キチン・キトサンの消費拡大を図るため、新たな機能性を付与したキトサン誘導体の合成技術を開発するとともに、安全かつ大量供給できる製造方法を確立する。

本年度は、現行の漂白処理工程中に起こるキチン・キトサンの反応挙動を解明し、安全な新規漂白方法を提案する。

○プラスチック成形品の品質安定化に関する研究（H20～21 年度）

プラスチック成形品の品質安定化、新製品開発における試作期間の短縮、経費の削減等に資する技術支援を実施するために、成形条件と成形不良発生に関連を明らかにする。

本年度は、樹脂流動解析と実際の射出成形により評価を行い、成形不良解決のためのデータベース化の基礎を確立する。

c. 難削材加工技術及び高精度計測技術に関する分野

材料の特殊化や形状の複雑化が進む各種製品開発に対応するため、難削材加工技術及び高精度計測技術の高度化を目指した研究開発を行う。

○複合加工機による高精度加工技術に関する研究（H20～21 年度）

複雑な形状の機械部品を高精度で加工するため、複数の加工機能を持つ複合加工機で加工品の寸法精度と機械動的精度の関連及び最適加工法を開発する。

本年度は、工具姿勢と寸法精度の関連を解明し、難削材の高精度加工を実現するための最適な工具姿勢を明らかにする。

○スキャニング測定における測定精度向上に関する研究（H21～22 年度）

測定時間の短縮化と複雑形状の測定が可能なスキャニング測定における測定精度の向上を図る。

本年度は、スキャニング測定における誤差要因を抽出し、測定精度への影響度について明らかにする。

○セミドライによる環境低負荷型冷却加工技術に関する研究 (H21～22 年度)

付加価値の高い難削材の高精度微細加工を環境低負荷で行う技術を開発する。

本年度は、小径工具を用いた超音波振動切削時の熱特性を調査し、加工時における諸現象を明らかにする。

○異種金属のレーザーろう付け技術に関する研究 (H21 年度)

半導体レーザーによる超硬合金と炭素鋼の接合について、手動ろう付けと同程度の接合強度とクラック制御を確保する接合条件を明らかにする。

d. 表面改質技術に関する分野

各種めっき技術や金属材料の熱処理技術の高度化及び金型の高品質化を目指した研究開発を行う。

○多層化による PVD 皮膜の耐久性向上に関する研究 (H21～22 年度)

精密部品や金型の寿命を向上させるため、表面が TiC で、母材との間に TiN や TiCN などの中間層をもつ、密着性の良い TiC 多層皮膜を開発する。本年度は、TiC 多層皮膜の試作と摩擦摩耗試験等の評価を行う。

e. 地域資源活用食品に関する分野

農・林・畜・水産物などの地域資源を活用した食品の開発及び高品質化を目的とした研究開発を行う。

○地域特産農産物の高品質加工並びに副生物の活用に関する研究
(H20～21 年度)

鳥取県の特産物であるスイカならびに梅酒ウメ等の加工副生物の特徴を活かした高品質な加工食品を開発する。

本年度は、分離したスイカ赤色部分を用いたトッピング素材や液部分を用いた機能性濃縮飲料等を開発する。また、梅酒ウメ入りゲル状食品を用いた複合加工食品を開発する。

○微生物を利用した加工食品の品質向上技術の開発 (H20～21 年度)

乳酸菌・酵母等の微生物を利用してマグロボツタルガ (マグロ卵の塩乾

品)の製造工程の安定化ならびに風味改善を図る。

本年度は、乳酸菌と酵母の長所を組み合わせた、風味の良い、今までにはない発酵マグロボトルガの製造法を確立する。

○サワラ(サゴシ)の新規加工製品の開発(H21~22年度)

日本海水域で漁獲されながらも、ほとんど活用されていないサゴシ(1歳未満のサワラ幼魚)資源の有効利用のために、サゴシの加工特性を活用した、新規加工製品を開発する。

本年度は、すり身としての特性を把握するとともに、各種弾力増強法や魚臭の改善を試み、食感や香りの良いサゴシすり身加工品を試作し、企業へ製品提案を行う。

f. 実験動物・細胞を用いた評価技術に関する分野

食品素材の健康機能について、実験動物や細胞を用いた評価を行うとともに水産資源を中心とした機能成分の抽出技術の構築を目指した研究開発を行う。

○実験動物を用いた内臓脂肪蓄積抑制に関する研究(H19~21年度)

実験動物を用いて、食品素材の機能性を評価し、内臓脂肪の蓄積抑制に効果のある機能性食品を開発する。

本年度は、先に確立したモデルマウスによる内臓脂肪蓄積評価指標を用いて、ポリフェノール等の機能性成分を含む食品素材を評価し、地域特産物を活用した健康食品の製品化に結びつける。

○機能性多糖の有効利用に関する研究(H20~21年度)

水産物の廃棄物中に含まれている機能性成分である硫酸化多糖を抽出する技術開発を行い、製品化に結びつける。

本年度は、硫酸化多糖の性質の違いに対応した抽出条件の検討を行い、より低コストで実用的な抽出技術を開発する。

○機能性油脂成分を利用した食品開発に関する研究(H21~22年度)

未利用・低利用バイオマス(水産物、農産物などの生物資源)に含まれる機能性油脂成分の食品への応用を目指す。

本年度は、未利用・低利用バイオマスから油脂成分や脂溶性成分を抽出し、成分組成の解析やマウス実験による血中脂質等の評価を行い、機能性に優れた油脂成分や原料素材を選別する。

g. 発酵利用食品に関する分野

濃縮果汁最適調製法や天然微生物を活用した、とっとりブランドの清酒、ワイン、酢などの製品開発を行う。

○鳥取ブランド純米酒の開発（H20～21年度）

米、酵母、麹菌など清酒製造に用いる全ての原料を鳥取にこだわった「鳥取ブランド純米酒」を開発する。

本年度は、新しい酒造原料米の酒造適性評価および自然界からの麹菌のスクリーニングと酵母の育成を行い、「鳥取ブランド純米酒」を試作する。

○地域特産スイカを活用した機能性発酵食品「スイカ酢」の開発
(H21～22年度)

県産スイカを活用して機能性が期待される発酵食品「スイカ酢」を開発する。

本年度は、実製造で使用できる酢酸菌の選定、シトルリン高生産酵母の育成および製造技術の確立を目指す。

h. その他の分野

○環境対応型マイクロ水力発電システムの開発（H20～21年度）

低落差の水流を利用するマイクロ水力発電システムの製品化の可能性を調査し、県内企業での製品開発、実用・事業化への判断データを収集し提供する。

本年度は、試作したマイクロ水力発電システムを県内中山間地に設置して実証試験を行い、その実用性を明らかにする。

③ 研究評価

研究評価は原則として、センター役職員で構成されるシーズ研究等評価委員会及び外部専門家で構成される実用化研究評価委員会で行う。評価は年度内評価の1回とし、実用化や製品化の有無、外部資金や特許の取得件数、学術誌等への研究成果発表状況などをその対象とする。評価結果に基づき、理事長が研究テーマの採択、研究資源の当初配分、研究継続の可否判定、次年度以降の研究資源の再配分等を行う。

(3) 起業化を目指す事業者等への支援

① 研究開発に係る場の提供と技術支援

鳥取・米子・境港の3施設に設置した起業化支援室等を最大限に活用し、県内で新規事業の立ち上げを目指す事業者等を研究施設や技術支援等の面から強力でバックアップする。また、事業者の要望に応じて起業化支援室等のインフラ整備を行う。

② 技術講習会等を通じた支援

研究成果の技術移転や新技術等の情報提供などを目的とした技術講習会・セミナー、研究発表会等を本年度は約5回開催する。また、各種団体が行うイベント等にも積極的に出展し、技術移転等に努める。

③ 各種広報媒体等を利用した技術情報の提供

刊行物やホームページ等の広報媒体を活用し、最新の研究成果や技術情報、センターが提供するサービス情報等を提供する。また、県立図書館等と連携して、新しい技術情報を広く企業・県民に発信するよう努める。

④ 補助金・融資等に係る情報の提供

新規事業の立ち上げを目指す事業者等に対して、産学金官の連携先である鳥取県商工労働部、鳥取県産業振興機構等の産業支援機関が有する情報を提供する。

2 実践的産業人材の戦略的育成

(1) 基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成等の実施

国内外の技術動向に即応するための、ものづくり分野における基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成等を実施する。

① 液晶ディスプレイ関連産業製造中核人材育成事業

産学金官が連携して、県内に集積する液晶関連産業における製造中核技術者を育成する。その中でセンターは「液晶製造技術課程（液晶ディスプレイ装置の故障原因とその解析実習）」について、本年度に約10名を対象とした7日間の講義を行い、技術者の育成を図る。

② 組込システム開発人材育成事業

デジタル家電等に搭載する組込ソフトウェアの開発技術について、本年度に約10名を対象とした2日間の講義を行い、技術者の育成を図る。

③ 次世代ものづくり人材育成事業

高い精度の加工技術が要求される、家電、自動車産業等の基盤技術である金属加工技術について、本年度に約10名を対象に4日間の講義を行い、ものづくり技術の高度化に対応できる若手技術者の育成を図る。

④ 戦略的商品開発支援事業

本年度は、市場ニーズに基づいた製品開発から製造販売までの一連の商品企画が可能な人材を約10名育成するために、外部講師を招いたセミナーを1回以上開催する。

また、企業や大学等から研修生を積極的に受け入れるとともに、企業からの要請に応じた現地指導等を通じて実践的産業人材を育成する。

(2) 産業人材育成戦略の策定

企業ニーズ、市場動向、国の第3期科学技術基本計画等を踏まえ、かつセンターの有する技術支援や研究開発、起業化支援等の機能を総合的に活かした「産業人材育成戦略」の策定に向けて、本年度は、人材育成事業のアンケートや企業ニーズ調査の分析結果に基づき「産業人材育成戦略」の策定に着手する。

3 県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発

県内に集積する電子部品・デバイス、情報通信機器製造業や食品関連産業の国内外における競争力の向上、付加価値の高い事業等の創出のため、人材育成や研究開発を実施する。

(1) 電子部品・デバイス、情報通信機器分野

平成19年度までの国委託事業「液晶ディスプレイ製造中核人材育成事業」で開発した「液晶製造技術課程」の教材を用いて同事業名の人材育成事業〔2(1)①〕を引き続き行う。また、電子産業クラスタープロジェクトの成果に基づいて県内企業が取り組む事業化に対する技術的支援を行う。

(2) 食品関連分野

前年度までの「都市エリア産学官連携推進事業」で実施した、「ヒト人工染色体技術を利用した機能性評価技術の開発」や「水産資源からの機能性食品素材・食品の開発」に関する研究成果を活用するとともに、「食品開発と健康に関する研究会」による「健康」をキーワードにした食品開発に対する支援を行う。

4 知的財産権の戦略的な取得と活用

知的財産権の戦略的な取得を促進するため、研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えて検討し、本年度は3件以上の特許出願を行う。取得した権利はホームページや技術セミナーを通じて積極的に公開し、企業への技術移転に努める。なお、知的財産権の取得及び活用を効率的かつ効果的に図るため、鳥取県知

的所有権センター等他機関との連携を強化する。

5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化

企業における市場競争力を有する製品開発を商品企画段階から支援するため、鳥取県デザイナー協会等との連携及び市場動向等の情報収集力を強化する。また、県内の農林水産物や伝統工芸品などの地域資源を活かした「地域ブランド育成」に対する技術支援を行うため、県内の農林水産分野の公設試験研究機関、流通・金融業界等との連携を強化する。

Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成

(1) 組織運営の改善

理事長は役職員一体となった運営体制を構築するとともに、リーダーシップを発揮できる仕組みをつくり、意思決定の迅速化と業務の効率化を図る。また、組織体制を継続的に見直しながら、社会経済状況や企業ニーズなどセンターを取り巻く諸情勢の変化に戦略的かつ弾力的に対応する。さらに、必要に応じて分野横断的なプロジェクトチームを立ち上げ、人材・資金等の経営資源の重点的投入を行う。

(2) 広報活動の充実

センター利用実績のない企業や新たに進出した企業等に対して、センターのサービス内容の周知や利用の拡大を図るため、本年度は18件以上のプレスリリースを行うとともに、ホームページや各種媒体を積極的に活用した広報活動を展開する。

(3) 職員の資質向上と人材育成

職員の資質向上を図るため、各種研修会への参加及び公設試験研究機関・民間企業等への派遣を計画的に実施する。職員の能力開発を計画的に推進するため、若手研究員の指導、外部機関との交流、企業現場や企業との研究開発に対応できる研究者の育成等に重点をおいた「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター人材育成プログラム」の策定を引き続き進める。なお、全国公募等により優秀な人材の確保に努める。

2 新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化

企業における市場動向を踏まえた製品化、事業化を支援するため、民間企業、大学、金融機関及び行政機関などからなる産学金官連携に際しては、センターも技術面におけるコーディネート機能を向上させて積極的な役割を果たす。

3 独自の業績評価システムの確立

役員については成果主義に基づく給与体系を構築し、地方独立行政法人評価委員会による業績評価結果をその報酬（退職手当を含む。）に反映させる。なお、理事長報酬については知事評価を併せて反映させる。

職員については、その意欲向上と能力開発に繋がる、公正で透明性の高い「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター業績評価基準」を策定して個人業績評価を行い、その結果を処遇に反映させる。

IV 財務内容の改善に関する事項

1 外部資金その他自己収入の確保

産学金官との連携により、本年度は3件以上の競争的資金等の外部資金の獲得に努めるほか、試験機器・施設の開放をより積極的に推進すること等により、運営費交付金以外の収入の確保に努める。ただし、機器・施設利用料金の設定に当たっては、地方独立行政法人化以前と同様、導入機器の原価償却費、利用者の意見等を踏まえて、利用者に過大な負担とならないようにする。

なお、知的財産権の実施に伴う実施料収入額に係るセンターと職員間における配分額については、職員の研究開発意欲の向上などの観点を踏まえ、1：1とする。

2 経費の抑制

管理業務をはじめとして、事務処理の簡素化を推進するとともに、業務の電子化、施設・スペース管理の適正化、外部委託の検討など、業務運営の効率化と経費節減を目的とした見直しを恒常的に実施する。

3 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

3. 1 予算（人件費の見積もりを含む。）

平成21年度 予算

(単位：千円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	751,037
施設設備整備費補助金	69,881
自己収入	34,364
事業収入	17,435
事業外収入	2,550
補助金等収入	14,379
外部資金試験研究収入	0
合 計	855,282
支 出	
業務費	587,874
研究開発等経費	147,195
外部資金試験研究費	0
人件費	440,679
一般管理費	218,621
施設設備整備費	148,084
合 計	954,579
目的積立金取崩額	99,297

(注) 当法人における退職手当については、役員退職手当規程及び職員退職手当規程に基づいて支給するが、その全額について運営費交付金を財源とするものと想定している。

3. 2 収支計画

平成21年度 収支計画

(単位：千円)

区 分	金 額
費用の部	
經常経費	9 5 2, 9 4 9
業務費	5 8 7, 8 7 4
研究開発等経費	1 4 7, 1 9 5
外部資金試験研究費	0
人件費	4 4 0, 6 7 9
一般管理費	2 1 8, 6 2 1
減価償却費	1 4 6, 4 5 4
収益の部	
經常収益	8 5 3, 6 5 2
運営費交付金収益	6 7 2, 8 3 4
外部資金試験研究費収益	0
補助金等収益	1 4, 3 7 9
事業収益	1 7, 4 3 5
事業外収益	2, 5 5 0
資産見返運営費交付金等戻入	2 4, 0 2 4
資産見返物品受贈額戻入	7 7, 3 9 0
資産見返補助金等戻入	4 5, 0 4 0
純利益	－ 9 9, 2 9 7
目的積立金取崩額	9 9, 2 9 7
総利益	0

3. 3 資金計画

平成21年度 資金計画

(単位：千円)

区 分	金 額
資金支出	954,579
業務活動による支出	806,495
投資活動による支出	148,084
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	954,579
業務活動による収入	855,282
運営費交付金による収入	751,037
補助金による収入	84,260
外部資金試験研究における収入	0
事業収入	17,435
その他の収入	2,550
前年度からの繰越金	99,297
前期中期目標期間からの繰越金	0

4 短期借入金の限度額

(1) 短期借入金の限度額

325百万円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生により、緊急に必要となる対策費として借り入れすることを想定。

5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

6 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、企業支援業務の充実強化及び組織運営・施設整備の改善に充当する。

V その他業務運営に関する重要事項

1 コンプライアンス体制の確立と徹底

(1) 法令遵守

センター職員は、法令の遵守はもとより、地方公務員であることから、全体の奉仕者としての自覚に立ち、常に中立性と公平性に配慮して、県民から疑念や不信を抱かれることのないようにする。また、法令遵守等について職員に対する研修を計画的・継続的に実施するとともに、それを保証する組織体制を整備する。

(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底

企業からの技術相談や研究開発の依頼等を通じて職務上知り得た秘密事項については、法令等の規定を遵守した情報管理を徹底するとともに、電子媒体等を通じた漏洩がないよう、鳥取県情報システム管理要綱に準じて確実な防止対策を講じる。

センターの事業内容や組織運営状況については、鳥取県情報公開条例等の関連法令に基づき、ホームページなどを通じて適切に情報を公開する。

(3) 労働安全衛生管理の徹底

職員が安全で快適な試験研究環境において業務に従事できるよう十分に配慮するとともに、労働安全衛生関連法令に準拠して前年度に設置したセンター安全衛生委員会を通じて、職員の安全及び健康の確保に引き続き努める。

(4) 職員への社会貢献意識の徹底

職員への社会貢献意識の醸成を図り、地域の奉仕活動などへの積極的な参加を促す。また、地域のイベント等と連携して県民向けにセンターを一般に公開するなどの取り組みを進める。

2 環境負荷の低減と環境保全の促進

(1) 省エネルギー及びリサイクルの促進

グリーンマーク商品やエコマーク商品の購入及び再生紙の利用など、省エネルギーやリサイクルの促進に努める。なお廃棄物の処理に当たっては、廃棄物処理法等関係法令に従い適切に行う。

(2) 環境マネジメントの着実な実施

取得済みのISO14001規格を遵守し、環境負荷の低減に向けた環境マネジメントシステムの運営に努める。

3 情報の共有化の徹底

業務運営に際しては、グループウェア、テレビ会議システム等を活用して、鳥取・米子・境港3施設における情報の共有化を徹底する。また、役員会・幹部会議等を定期的に行い、センターの方針や業務内容等に関して役職員間の共通認識を高めるとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定と業務推進に努める。

VI その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

業務運営を適切かつ効率的に行うため、施設・設備の必要性及び老朽化等を考慮して、それらの整備・改修を計画的に実施する。

2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

中期計画を達成済み。

3 人事に関する計画

(1) 基本的な方針

企業ニーズに対応できる専門性の高い人材の確保に努め、人員・人件費の適切な管理、効果的かつ効率的な人員配置を行う。

(2) 人事に関する指標等

運営費交付金として交付される職員人件費相当額の効率的な運用を図る。また研究員の採用については、公正で透明性の高い公募システムにより行うとともに、任期付職員の身分も含めた雇用形態の多様化を図る。さらに、センターの業務を適切に遂行できる人材を計画的に育成・確保するため、研究機関、大学、鳥取県等との交流を推進する。

センター利用に関するお客様アンケート

平成21年3月

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター

当センターは、平成19年4月に、鳥取県とは別組織の地方独立行政法人としてスタートしてから、約2年間を経ようとしています。

そこで、これまでの業務の運営状況について、設立目的の達成度合いを把握するとともに、今後、より一層企業の皆さまのニーズを踏まえながら、研究員の配置、機器の整備、企業人材の育成事業などの改善に取り組みたいと考えています。

つきましては、皆さまのセンター利用の内容や達成度、今後のニーズ（要望、意見）をお伺いするアンケートを行いたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

（お願い） 貴社における主たるセンター利用者お一人にご記入いただきますようよろしくお願いいたします。

お忙しいところ恐縮ですが、本アンケートのご回答は、平成21年4月6日(月)までに、FAX又は同封の返信用封筒にて、下記宛をお願いします。

〈回答先、問合せ〉 企画管理部企画室 電話：0857-38-6200、FAX：0857-38-6210

アンケート用紙の電子データをご希望の場合は、タイトルに「様式希望」とご記入いただき、tsgkikaku@pref.tottori.jp に送信してください。アンケート用紙(Word)をお送りいたします。

アンケート回答者についてご記入下さい。

貴社名			
所在地			
ご記入者 (※)	氏名		部署・役職
	電話番号		FAX番号
	メールアドレス	@	

（※）後日、アンケート内容についてお問い合わせさせていただくこともあります。
なお、この調査目的のほかに個人情報を利用することは一切ありません。

※貴社の利用実績は次のとおりです。これらの実績を踏まえて、アンケートにお答えください。

項目	年度	件数・人数
依頼試験	19	件
	20	件
機器利用	19	件
	20	件
共同研究等	19	件
	20	件
実践的産業人材育成事業	19	人
	20	人
液晶ディスプレイ関連産業製造中核人材育成事業	19	人
	20	人
組込システム開発人材育成事業	19	人
	20	人
次世代ものづくり人材育成事業	19	人
	20	人
戦略的商品開発支援事業	19	人
	20	人

（注）平成20年度については、平成20年4月から平成21年2月までの実績です。

Q1 貴社について、お伺いします。

A 業種（主たるものをひとつ）は、次のうちどれですか。該当する番号に○印をお付けください。

- | | | |
|-----------------|-----------------|------------------|
| 1) 食料品製造業 | 9) 化学工業 | 17) 金属製品製造業 |
| 2) 飲料・たばこ・飼料製造業 | 10) 石油製品製造業 | 18) 一般機械器具製造業 |
| 3) 繊維工業 | 11) プラスチック製品製造業 | 19) 電気機械器具製造業 |
| 4) 衣服・繊維製品製造業 | 12) ゴム製品製造業 | 20) 情報通信機械器具製造業 |
| 5) 木材・木製品製造業 | 13) 革・同製品・毛皮製造業 | 21) 電子部品・デバイス製造業 |
| 6) 家具・装備品製造業 | 14) 窯業・土石製品製造業 | 22) 輸送用機械器具製造業 |
| 7) パルプ・紙加工品製造業 | 15) 鉄鋼業 | 23) 精密機械器具製造業 |
| 8) 印刷・同関連業 | 16) 非鉄金属製造業 | 24) その他 () |

B 従業員数は何人ですか。

- 1) 正規社員 () 人 2) 非常勤社員（パート等） () 人 3) 派遣社員 () 人

C 貴社の研究開発人材は何人ですか。該当する番号に○印を付け人数を記載してください。

- 1) 開発専任の技術者 () 人 2) 製造と開発の両方を兼ねる技術者 () 人
 3) 経営者が開発も兼ねる技術者 () 人 4) いない

Q2 最近1年間に、当センターを利用されたことがありますか。該当する番号に○印をお付けください。

- 1) 利用したことがある。（電話問合せ等も含む） → Q3～Q9の問いにお答えください。
 2) 利用したことがない。 → Q10の問いにのみお答えください。

Q3 利用された研究所と利用項目、利用項目ごとの利用回数（この1年間）についてお伺いします。

次ページの（※2）各利用項目の内容を参考にしてお答えください。

利用された研究所・利用項目ごとに、利用回数の区分、1)～5)のいずれかに○印をお付けください。

利用回数の区分: 1) 1～4回 2) 5～9回 3) 10～19回 4) 20～29回 5) 30回以上

利用項目 (※2)	電子・有機素材研究所 (鳥取)	機械素材研究所 (米子)	食品開発研究所 (境港)
1 技術相談・現地指導	1) 2) 3) 4) 5)	1) 2) 3) 4) 5)	1) 2) 3) 4) 5)
2 依頼試験・分析	1) 2) 3) 4) 5)	1) 2) 3) 4) 5)	1) 2) 3) 4) 5)
3 開放機器利用	1) 2) 3) 4) 5)	1) 2) 3) 4) 5)	1) 2) 3) 4) 5)
4 技術移転	1) 2) 3) 4) 5)	1) 2) 3) 4) 5)	1) 2) 3) 4) 5)
5 共同研究・委託研究	1) 2) 3) 4) 5)	1) 2) 3) 4) 5)	1) 2) 3) 4) 5)
6 起業化・事業化支援	1) 2) 3) 4) 5)	1) 2) 3) 4) 5)	1) 2) 3) 4) 5)
7 技術講習会等	1) 2) 3) 4) 5)	1) 2) 3) 4) 5)	1) 2) 3) 4) 5)
8 実践的人材育成事業	1) 2) 3) 4) 5)	1) 2) 3) 4) 5)	1) 2) 3) 4) 5)
9 情報発信	1) 2) 3) 4) 5)	1) 2) 3) 4) 5)	1) 2) 3) 4) 5)
10 その他 (※1)			
()	1) 2) 3) 4) 5)	1) 2) 3) 4) 5)	1) 2) 3) 4) 5)
()	1) 2) 3) 4) 5)	1) 2) 3) 4) 5)	1) 2) 3) 4) 5)
()	1) 2) 3) 4) 5)	1) 2) 3) 4) 5)	1) 2) 3) 4) 5)

(※1) 1～9に示した利用項目以外について具体的にお書きください。

(※2) 各利用項目の内容

- 1 技術相談：センター研究員が、企業の技術開発・改善等についての相談を無料で受けます。
 現地指導：センター研究員が、企業に出向いて指導を行います。
- 2 依頼試験：センター研究員が、企業からの依頼に応じて、試験・分析・測定などを行います。
 ・分析 手数料が必要です。
- 3 開放機器利用：各種の試験研究用の機器が利用できます。使用料が必要です。
- 4 技術移転：センターの研究成果を企業に技術移転します。
- 5 共同研究：企業が希望する研究課題について、共同研究等を行います。経費の一部負担が必要
 委託研究 な場合があります。
- 6 起業化・事業化支援：研究開発に意欲があり、かつ研究開発スペースの必要な企業に、起業化支援室等
 事業化支援 を貸出します。使用料が必要です。
- 7 技術講習会等：外部専門家やセンター研究員が講師となって技術講習会、セミナーを行います。
 資料代等経費の一部負担が必要な場合があります。
- 8 実践的人材育成事業：センター研究員が、企業の技術的課題と一緒に解決します。研修参加料が必要です。
- 9 情報発信：センターが発行する研究報告書や文献検索機能が利用できます。

Q4 利用項目ごとに満足いただけたかどうかについて、お伺いします。

A 利用された研究所と利用項目、利用項目ごとの満足度についてお答えください。

利用された研究所・利用項目ごとに、満足度の区分、1)～4)のいずれかに○印をお付けください。
 満足度の区分：1) 満足 2) ほぼ満足 3) やや不満足 4) 不満足

利用項目	電子・有機素材研究所 (鳥取)	機械素材研究所 (米子)	食品開発研究所 (境港)
1 技術相談・現地指導	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)
2 依頼試験・分析	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)
3 開放機器利用	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)
4 技術移転	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)
5 共同研究・委託研究	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)
6 起業化・事業化支援	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)
7 技術講習会等	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)
8 実践的人材育成事業	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)
9 情報発信	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)
10 その他(※)			
()	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)
()	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)
()	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)

(※) 1～9に示した利用項目以外について具体的にお書きください。

B Aで「やや不満足」あるいは「不満足」と回答された方は、その理由を具体的にご記入ください。

.....

.....

.....

Q 5 利用目的ごとにその利用目的が達成されたかどうかについて、お伺いします。

A 利用された研究所と利用目的、利用目的ごとの達成度についてお答えください。

利用された研究所・利用目的ごとに、達成度の区分、1)～4)のいずれかに○印をお付けください。

達成度の区分：1) 期待以上に達成できた。 2) 達成できた。
3) 一部達成できなかった。 4) 達成できなかった。

利 用 目 的	電子・有機素材研究所 (鳥取)	機械素材研究所 (米子)	食品開発研究所 (境港)
1 品質の証明	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)
2 新製品の開発	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)
3 製造技術の改良・開発	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)
4 製造工程の省力化	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)
5 デザインの開発・改良	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)
6 信頼性・安全性の向上	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)
7 トラブルの原因究明	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)
8 専門技術・特許情報の収集	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)
9 専門技術の習得・人材育成	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)
10 環境対策	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)
11 販路の拡大	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)
12 新規事業分野への進出	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)
13 その他(※)			
()	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)
()	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)
()	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)	1) 2) 3) 4)

(※) 1～12に示した利用目的以外について具体的にお書きください。

B Aで「一部達成できなかった」あるいは「達成できなかった」と回答された方は、その理由を具体的にご記入ください。

.....
.....
.....

Q 6 人材育成事業に参加された企業にお伺いします。貴社の研修参加者は、研修内容を業務にどのように活かされていますか。

参加された事業ごとに、業務の区分、1)～5)の該当する番号に○印をお付けください。
業務の区分：1) 新たな製品づくりに活用 2) 新たな事業化に活用 3) 社員教育に活用
4) 関連企業の指導等に活用 5) その他()

参加された人材育成事業	業務の区分
1 実践的産業人材育成事業	1) 2) 3) 4) 5) ()
2 液晶ディスプレイ関連産業製造 中核人材育成事業	1) 2) 3) 4) 5) ()
3 組込システム開発人材育成事業	1) 2) 3) 4) 5) ()
4 次世代ものづくり人材育成事業	1) 2) 3) 4) 5) ()
5 戦略的商品開発支援事業	1) 2) 3) 4) 5) ()

Q 7 当センターの利用により、貴社が得られたと思われるメリット(創出価値)を金額に換算するとどれくらいになりますか。年度ごと(どちらか一方の年度でも結構です)に該当する番号に○印をお付けください。

A 平成19年度

- 1) 推計金額 ①0円 ②1円から50万円以下
 ③50万円超100万円以下 ④100万円超500万円以下
 ⑤500万円超1,000万円以下 ⑥1,000万円超1億円以下
 ⑦1億円超
- 2) メリットのあった業務はどれですか。3つ以内で選んでください。
 ①技術相談・現地指導 ②依頼試験・分析 ③開放機器利用
 ④技術移転 ⑤共同研究・委託研究 ⑥起業化・事業化支援
 ⑦技術講習会等 ⑧実践的人材育成事業 ⑨情報発信
 ⑩その他()

B 平成20年度

- 1) 推計金額 ①0円 ②1円から50万円以下
 ③50万円超100万円以下 ④100万円超500万円以下
 ⑤500万円超1,000万円以下 ⑥1,000万円超1億円以下
 ⑦1億円超
- 2) メリットのあった業務はどれですか。3つ以内で選んでください。
 ①技術相談・現地指導 ②依頼試験・分析 ③開放機器利用
 ④技術移転 ⑤共同研究・委託研究 ⑥起業化・事業化支援
 ⑦技術講習会等 ⑧実践的人材育成事業 ⑨情報発信
 ⑩その他()

Q 8 当センターの業務のうち、今後利用したいと思われる業務はどれですか。3つ以内で選んでください。

- ①技術相談・現地指導 ②依頼試験・分析 ③開放機器利用
 ④技術移転 ⑤共同研究・委託研究 ⑥起業化・事業化支援
 ⑦技術講習会等 ⑧実践的人材育成事業 ⑨情報発信
 ⑩その他()

Q 9 今後、当センターが、以下のどのような業務を充実すべきか、該当する番号に○印をお付けください。(複数回答可)

なお、具体的なご提言がありましたら、()内にご記入ください。

- 1) 技術相談・現地指導 ()
 2) 依頼試験・分析 ()
 3) 開放機器利用 ()
 4) 技術移転 ()
 5) 共同研究・委託研究 ()
 6) 起業化・事業化支援 ()
 7) 技術講習会等 ()
 8) 実践的人材育成事業 ()
 9) 情報発信 ()
 10) その他 ()

【以下は、Q2で「2）利用したことがない。」と答えられた方に、お伺いします。】

Q10 利用したことのない理由は、次のうちどれですか。該当する番号に○印をお付けください。
(複数回答可)

- 1) センターの存在や業務内容、利用方法を知らない。
- 2) 利用したい機器がない。
→ どのような機器が必要ですか、具体的にご記入ください。
()
- 3) 利用したい依頼試験・分析がない。
→ どのような依頼試験・分析が必要ですか、具体的にご記入ください。
()
- 4) 利用したい専門分野の研究者がいない。
→ どのような専門分野の研究者が必要ですか、具体的にご記入ください。
()
- 5) 利用料金が低い。
下記の(※2)各利用項目の内容を参考にしてお答えください。
→ どのような利用項目の料金が低いとお考えですか、具体的にご記入ください。
()
- 6) 参加したい講習会等がない。
→ どのような講習会等が必要ですか、具体的にご記入ください。
()
- 7) その他
()

(※2) 各利用項目の内容

- 1 技術相談：センター研究員が、企業の技術開発・改善等についての相談を無料です。現地指導：センター研究員が、企業に出向いて指導を行います。
- 2 依頼試験：センター研究員が、企業からの依頼に応じて、試験・分析・測定などを行います。
・分析 手数料が必要です。
- 3 開放機器利用：各種の試験研究用の機器が利用できます。使用料が必要です。
- 4 技術移転：センターの研究成果を企業に技術移転します。
- 5 共同研究：企業が希望する研究課題について、共同研究等を行います。経費の一部負担が必要な委託研究 場合があります。
- 6 起業化・：研究開発意欲があり、かつ研究開発スペースの必要な企業に、起業化支援室等を事業化支援 貸出します。使用料が必要です。
- 7 技術講習会等：外部専門家やセンター研究員が講師となって技術講習会、セミナーを行います。
資料代等経費の一部負担が必要な場合があります。
- 8 実践的人材：センター研究員が、企業の技術的課題と一緒に解決します。研修参加料が必要です。
育成事業
- 9 情報発信：センターが発行する研究報告書や文献検索機能が利用できます。

お忙しい中、ご協力ありがとうございました。

最新ニュースなどを掲載していますので、是非、当センターのホームページも
ご覧ください。 <http://www.tiit.or.jp/>

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会の概要

1 設置根拠

- 「地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）」第11条第1項の規定に基づき、鳥取県知事の附属機関として設置
- 評価委員会の組織及び委員など必要事項は「鳥取県地方独立行政法人法施行条例（平成18年鳥取県条例第61号。以下「条例」という）」で規定

2 委員会の概要（条例に規定）

（1）組 織

- （委員数） ・ 5名以内（地方独立行政法人の運営に関し優れた識見を有する者の中から知事が任命）
 ・ 特別の事項を調査審議させるため、別途臨時委員を置くことができる
- （委員任期） 2年（再任可） →H21.4.1～H23.3.31
- （委員長） 委員の互選により選出

（2）議 事

- 委員長が招集
- 開会には過半数の委員の出席が必要
- 出席委員の過半数で議決

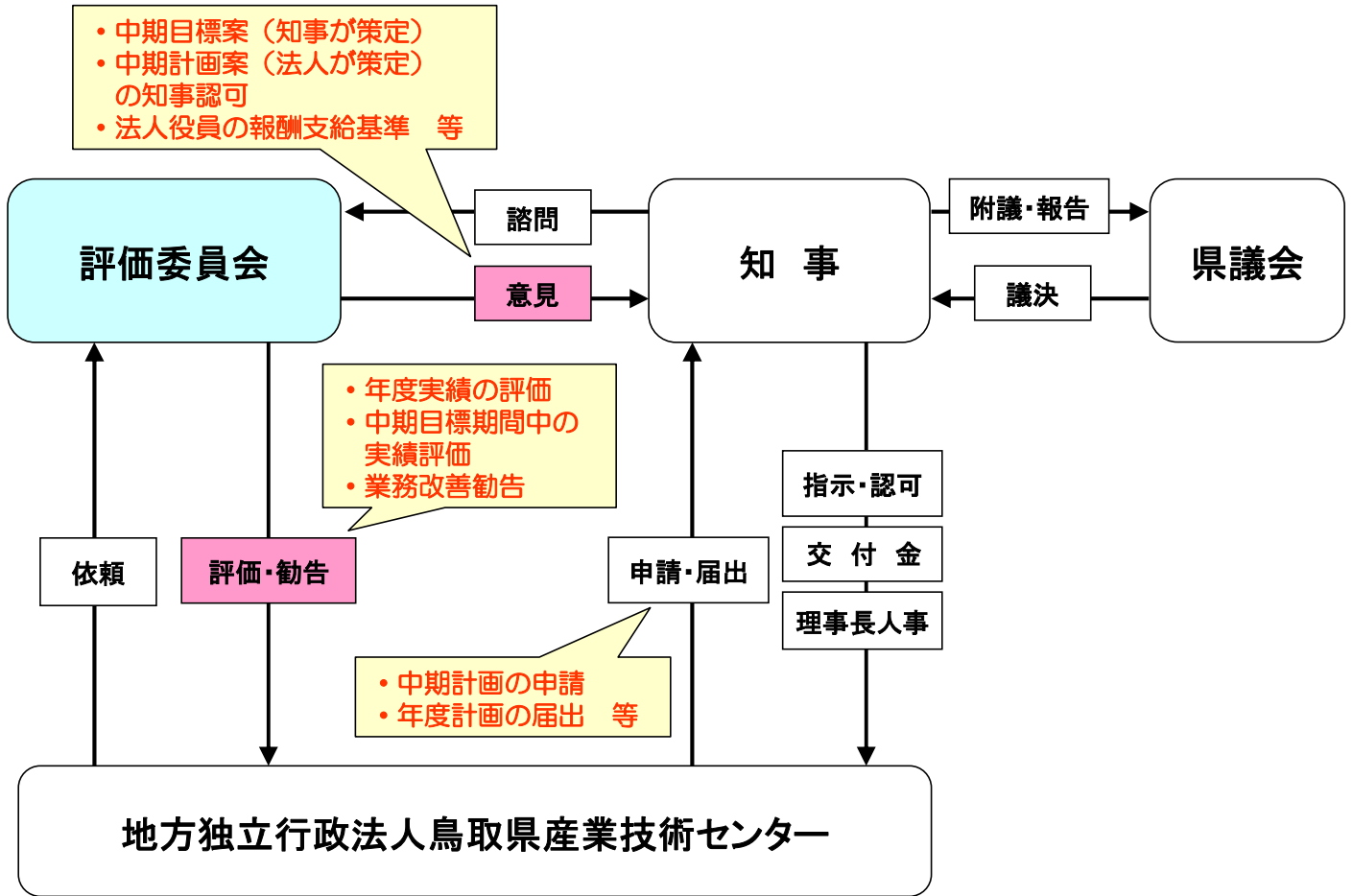
3 主な権限

項 目	内 容
法人運営の目標及び計画に対する意見 事前チェック機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事による中期目標の作成・変更の際の意見 ・ 法人による中期計画の作成・変更に対して知事が認可する際の意見
法人運営結果の評価と意見 事後チェック機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各事業年度及び中期目標期間における業務実績についての評価 ・ 業務実績の評価を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告 ・ 中期目標期間終了後、法人業務の継続の必要性等を知事が検討する際の意見 等
法人運営規程に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員の報酬等の支給基準に関する知事に対する意見

4 前期評価委員会開催状況

回	協 議 内 容
第1回（H18.12.20）	中期目標（素案）等の検討
第2回（H19.1.25）	中期目標（最終案）等の検討
第3回（H19.3.9）	中期計画（案）等の検討
第4回（H19.6.4）	中期計画（案）の検討
第5回（H19.11.15）	業務実績評価方針及び方法の検討
第6回（H20.3.24）	業務実績評価方針及び方法の決定
第7回（H20.8.24）	平成19年度業務業績評価の決定
第8回（H20.11.20）	平成20年度評価に向けた評価委員会からセンターへの要望事項等

[参考] 評価委員会と他機関との関わり



項目	主な行為
①諮問	・「中期目標案」、「中期計画案」、「業務継続の必要性検討」等の諮問
②意見	・「中期目標案」、「中期計画案」、「業務継続の必要性検討」等に対する意見
③依頼	・「年度業績評価」、「中期目標に係る評価」の依頼
④評価・勧告	・「年度業績評価」、「中期目標に係る評価」の実施、及び評価結果の通知 ・評価結果を踏まえた業務改善勧告
⑤申請・届出	・「中期計画の作成・変更」、「業務方法書の作成・変更」、「重要な財産の処分」、「剰余金の充当」等の申請 ・「年度計画」、「役員報酬基準」等の届出
⑥指示・認可	・中期目標の指示 ・「中期計画の作成・変更」、「業務方法書の作成・変更」、「重要な財産の処分」、「剰余金の充当」等の認可
⑦交付金	・運営費交付金の交付
⑧理事長人事	・理事長の任免
⑨附議・報告	・「中期目標案」、「定款案」等の附議 ・「業務実績報告」、「年度業績評価結果」、「中期目標評価結果」等の報告
⑩議決	・「中期目標案」、「定款案」等の附議

関係法令

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）（抄）

（地方独立行政法人評価委員会）

第11条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

（1）地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。

（2）その他この法律又は条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

（業務方法書）

第22条 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。

3 設立団体の長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 地方独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

（中期目標）

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）

（2）住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

（3）業務運営の改善及び効率化に関する事項

（4）財務内容の改善に関する事項

（5）その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(中期計画)

第26条 地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- (2) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- (3) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- (4) 短期借入金の限度額
- (5) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- (6) 剰余金の使途
- (7) その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 設立団体の長は、第1項の認可をした中期計画が前条第1項第1号から第5号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 地方独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第28条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第1項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第30条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合

的な評定をして、行わなければならない。

3 第 28 条第 3 項から第 5 項までの規定は、第 1 項の評価について準用する。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第 3 1 条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財務諸表等)

第 3 4 条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。第 4 項及び第 99 条第 8 号において同じ。）を付けなければならない。

3 設立団体の長は、第 1 項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 地方独立行政法人は、第 1 項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第 2 項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(利益及び損失の処理等)

第 4 0 条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第 3 項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第 1 項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第 26 条第 2 項第 6 号の剰余金の用途に充てることができる。

4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第 1 項又は第 2 項の規定による整理を行った後、第 1 項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。

5 設立団体の長は、前 2 項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見

を聴かなければならない。

- 6 地方独立行政法人は、第4項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。
- 7 前3項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

(借入金等)

- 第41条 地方独立行政法人は、認可中期計画の第26条第2項第4号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして設立団体の長の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。
- 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、設立団体の長の認可を受けて、これを借り換えることができる。
 - 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、1年以内に償還しなければならない。
 - 4 設立団体の長は、第1項ただし書又は第2項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
 - 5 地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行をすることができない。ただし、設立団体からの長期借入金については、この限りでない。

(財産の処分等の制限)

- 第44条 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。
- 2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(評価委員会の意見の申出)

- 第49条 設立団体の長は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。
- 2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

鳥取県地方独立行政法人法施行条例（平成18年鳥取県条例第61号）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 法第11条第1項に規定する地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1） 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
- （2） その他法によりその権限に属させられた事項を処理すること。

（委員会の組織）

第3条 委員会は、地方独立行政法人を所管する知事の事務部局（以下「所管部局」という。）において、地方独立行政法人ごとに設置する。

- 2 委員会は、委員5人以内で組織する。
- 3 委員は、地方独立行政法人の運営に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（臨時委員）

第5条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、在任委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、在任委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密保持義務)

第7条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、所管部局の機関において処理する。

(委任)

第9条 第2条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(重要な財産)

第10条 法第44条第1項の条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあっては、その適正な見積価額）が7,000万円以上の不動産（土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

鳥取県情報公開条例（平成18年鳥取県条例第61号）（抄）

（開示義務）

第9条 実施機関は、公文書の開示請求があったときは、当該公文書を開示しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。

（1）法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が従わなければならない各大臣等の指示その他これに類する行為により公にすることができない情報

（2）個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに公社の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報であって、規則で定めるものを除く。）並びに当該職務遂行の内容

エ 公にすることが公益上必要であり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる情報であって、規則で定めるもの

（3）法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提出されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

（4）公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

（5）県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

（6）県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は

事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 小学校の児童又は中学校の生徒の全県的な学力の実態を把握するため実施される試験の学級ごとの集計結果であって、児童又は生徒の数が10人以下の学級に係るもの

(8) 鳥取県政務調査費交付条例(平成13年鳥取県条例第9号)第8条第1項の規定に基づき提出される証拠書類の写しに記載されている情報であって、公にすることにより、議員の政治活動に支障を及ぼすおそれがあるもの

(会議の公開)

第37条 実施機関の附属機関その他これに類する会議は、公開するものとする。ただし、法令等の規定により公開することができないとされているとき及び次に掲げる場合であって当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

(1) 非開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 知事は、会議の公開に関し準拠すべき指針を定め、これを公表するものとする。

審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針(平成12年鳥取県告示第218号)

1 趣旨

この指針は、鳥取県情報公開条例(以下「公開条例」という。)第37条第2項の規定に基づき、実施機関の附属機関その他これに類する会議(以下「審議会等」という。)の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

2 対象となる審議会等

この指針の対象となる審議会等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに類する会議とする。

3 会議の公開

審議会等の会議は、公開とする。ただし、法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により公開することができないとされているとき及び次のいずれかに該当する場合であって4により当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 公開条例第9条第2項各号に掲げる情報が含まれる事項について、審議、審査、調査等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

4 例外として会議を非公開とする場合の手続等

- (1) 審議会等の長は、当該審議会等の会議が3の(1)又は(2)に該当する場合(当該会議中に3の(1)又は(2)に該当するに至った場合を含む。)であって、当該会議を非公開とすることが適当であると認めるときは、当該会議に諮って非公開の決定を行うものとする。
- (2) 審議会等は、(1)により会議の非公開を決定しようとする場合において、3の(1)又は(2)に該当する部分とそれ以外の部分を分割して審議することができるときは、当該3の(1)又は(2)に該当する部分に係る会議のみについて非公開の決定をし、それ以外の部分に係る会議は、公開しなければならない。
- (3) 審議会等は、その会議の全部又は一部を非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

5 公開の方法等

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- (2) 審議会等は、会議の傍聴を認める者の定員をあらかじめ定めるとともに、傍聴者全員が傍聴することのできる傍聴席を設けなければならない。
- (3) 審議会等は、会議の傍聴者が会議資料を閲覧できるようにしなければならない。
- (4) 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続及び遵守事項を定めるものとする。

6 会議開催の周知

審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議を開催する日の1週間前までに、次の事項を記載した書面を県民室並びに中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局及び日野総合事務所県民局(以下「県民室等」という。)で閲覧に供するとともに、インターネットの県のホームページ(以下「とりネット」という。)への掲載その他の方法により県民及び報道機関に対する周知に努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときその他やむを得ない場合は、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催の日時
- (3) 開催の場所
- (4) 議題
- (5) 公開又は非公開(一部非公開を含む。)の別及び非公開の場合にあつては、その理由

- (6) 傍聴者の定員
- (7) 傍聴手続
- (8) 問い合わせ先

7 会議録及び会議資料の公開

- (1) 審議会等は、公開した会議の終了後、速やかに、会議録及び会議資料を県民室等及び担当課で閲覧に供するとともに、会議録をとりネットに掲載するものとする。
- (2) 審議会等は、会議を非公開とした場合であっても、法令等の規定により公開できない情報及び公開条例第9条第2項各号に掲げる情報に該当するものを除き、当該会議に係る会議録の概要を公開しなければならない。

8 審議会等調書の作成及び公開

- (1) 実施機関は、毎年4月1日現在における審議会等の名称、設置根拠及び事務の内容を記載した資料(以下「審議会等調書」という。)を作成し、同月15日までに総務部長に提出しなければならない。
- (2) 実施機関は、年度途中で新たに審議会等を設置した場合は、速やかに審議会等調書を作成し、総務部長に提出しなければならない。
- (3) (1)又は(2)により提出された審議会等調書は、県民室等で閲覧に供するとともに、とりネットに掲載するものとする。

9 その他

この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

10 施行期日

この指針は、平成12年4月1日から施行する。